

## 公益社団法人宮城県獣医師会の犬及び猫の長寿表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、犬及び猫の長寿に対し、公益社団法人宮城県獣医師会（以下、「本会」という。）がこれを表彰し、表彰状を授与することにより、動物に対する愛護精神の普及啓蒙を図ることを目的として定める。

(表彰条件)

第2条 表彰の対象となる条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 犬18歳以上、猫19歳以上（動物愛護週間初日における満年齢）
- (2) 他の模範となる適正飼育をされており、過去に受賞歴の無い犬及び猫
- (3) 飼育者が宮城県在住であること（但し、仙台市に在住する飼育者は除く）。
- (4) 犬は狂犬病予防注射済であること。但し、獣医師による猶予証を受けている場合は除く。
- (5) 本会会員の動物病院からの推薦による犬及び猫であること。

(表彰動物の発表及び表彰等)

第3条 表彰される犬及び猫の名称、飼養者名等は、本会雑誌の誌上及び本会ホームページにおいて公表する。

2 表彰は、推薦を受けた本会会員の動物病院を通じて行う。

(規格外事項)

第4条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

(雑則)

第5条 この規程の改廃は、会長が理事会の議決を経て行わなければならない。

附則（令和4年5月18日制定、令和4年度第1回理事会決議）

1 この規程は、令和4年5月18日から施行する。